

南国市社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金給付事業実施要綱

令和 7 年 5 月 7 日 告示第 7 1 号

令和 7 年 6 月 2 5 日 告示第 1 2 7 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、原油価格及び物価の高騰により電気、ガス等に係る費用の負担が増大している社会福祉施設等の運営事業者を支援するため、南国市社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金（以下「給付金」という。）を給付することから、その給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第 2 条 給付金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は個人事業者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 令和 7 年 5 月 1 日（以下「基準日」という。）時点で、南国市内において別表 1 に掲げる介護サービス等のいずれかを提供する事業所又は施設（以下「介護事業所等」という。）を運営する者。ただし、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 5 月 3 1 日までの間に、当該介護サービス等に係る給付等の実績があるもの（基準日以後に当該介護サービス等の提供を開始したものを除く。）に限る。

イ 基準日時点で、南国市内において別表 2 に掲げる事業所又は施設（以下「事業所等」という。）を運営する者

(2) 第 4 条の規定による申請の日において、南国市内における介護事業所等又は事業所等の運営を休止していないこと。ただし、運営している介護事業所等又は事業所等の一部を休止している場合を除く。

2 前項の規定にかかわらず、給付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金を給付しない。

(1) 南国市事業等に係る契約からの暴力団の排除に関する規則（平成 2 5 年南国市規則第 2 号）第 3 条各号のいずれかに該当すると認められるとき。

(2) 南国市税を滞納しているとき。

(3) 国又は他の地方公共団体であるとき。

(給付額)

第3条 給付金の給付額は、別表1及び別表2に定めるとおりとする。

(給付申請)

第4条 給付対象者は、給付金の給付を受けようとするときは、別表1に掲げる介護サービス等の種別又は運営する事業所等の区分ごとに、所定の申請書兼請求書により市長に申請しなければならない。

(申請期限)

第5条 前条の規定による申請の期限は、市長がやむを得ないと認める場合を除き、令和7年10月31日とする。

(給付決定)

第6条 市長は、第4条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金の給付の可否を決定し、適当と認めたときは当該申請をした給付対象者に対し給付金を給付し、適当でないと認めたときは所定の却下通知書により当該申請をした給付対象者に通知するものとする。

(不当利得の返還)

第7条 市長は、前条の規定により給付金の給付を受けた給付対象者（次条及び第9条において「給付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、給付金の給付の決定を取り消し、期限を定めて、給付を行った給付金の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたとき。
- (2) 第2条第2項第1号に該当することが認められたとき。
- (3) この要綱の規定又はこの要綱の規定に基づく指示に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が不適當と認めたとき。

(書類の整備)

第8条 給付決定者は、給付金に係る書類を給付金の給付の決定の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(調査)

第9条 市長は、給付に係る事業の適正な執行を確保するために必要な限度内において、給付決定者に対し、必要な調査を行うことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、給付金の給付について必要な事項は、市

長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金について第 7 条及び第 8 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則（令和 7 年告示第 1 2 7 号）

この要綱は、公布の日から施行する。